



平成 30 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 鹿 島 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 押 味 至 一  
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)  
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 勝 見 剛  
(TEL.03-5544-1111 (代表))

### 当社に対する仲裁の申立てに関するお知らせ

当社は、下記の通り一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁の申立てを受けましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 仲裁申立ての経緯及び内容

##### (1) 経緯

平成 28 年 8 月 2 日付「東西高速道路東工区建設工事（アルジェリア）に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社を代表者とする共同企業体（COJAAL）は、全構成員の同意のもとに、発注者であるアルジェリア公共事業・交通省高速道路公団（ANA）との間で、工事契約の合意解約を含めた包括和解契約を平成 28 年 7 月 26 日付で締結いたしました。

その後、当社は、共同企業体の最終精算に向けて、大成建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間（以下、3 社を総称して「申立人」といいます。）を含む共同企業体の構成員と協議を継続しておりました。その協議において、申立人は、代表者としての義務違反により共同企業体に損害が生じた等の主張を行い、その損害の賠償等を要求しましたが、当該主張には理由がないため、当社として申立人の要求を拒否し、現在に至っております。

これに関連して、申立人から平成 30 年 11 月 6 日付で一般社団法人日本商事仲裁協会（以下、「JCAA」といいます。）宛てに仲裁の申立てがなされ、当社は平成 30 年 11 月 16 日に JCAA から当該仲裁申立ての通知を受領いたしました。

なお、本仲裁は、日本法に準拠し、JCAA 商事仲裁規則に従って、日本国東京都を仲裁地として行われます。

(2) 内容

本仲裁申立てにおいて、申立人は、当社に対して、損害賠償等として822億4,257万6,833円、252億6,223万352アルジェリアディナール(1アルジェリアディナール=0.9478円換算で約239億4,354万円)、及び27万3,316ユーロ(1ユーロ=128.43円換算で約3,510万円)の支払いを求めています。

2. 仲裁を申し立てた者

(1) 名称：大成建設株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

代表者：代表取締役 村田誉之

(2) 名称：西松建設株式会社

所在地：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

代表者：代表取締役 高瀬伸利

(3) 名称：株式会社安藤・間

所在地：東京都港区赤坂六丁目1番20号

代表者：代表取締役 福富正人

3. 今後の見通し

申立人の主張は理由のないものであり、当社として受け入れられるものではないため、今後の仲裁手続を通じて、事実に基づいて適切に反論していく方針です。当社の業績見通しに影響はないものと考えております。

以 上

(参考)

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事名称 | 東西高速道路東工区建設工事(アルジェリア)                      |
| (2) 発注者  | アルジェリア公共事業・交通省高速道路公団(ANA)                  |
| (3) 施工者  | 鹿島、大成、西松、安藤・間、伊藤忠共同企業体(COJAAL)             |
| (4) 工事概要 | ボルジ・ブ・アレーリジ~チュニジア国境まで(約400km)の<br>高速道路建設工事 |